

函館市西部地区再整備事業アドバイザー設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、函館市西部地区再整備事業基本方針に定めた重点プロジェクトに掲げる既存ストック活性化プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の推進に当たり、専門的な立場から助言または提言を得るため、函館市西部地区再整備事業アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

（職務）

第2条 アドバイザーは、プロジェクトに関する課題の解決方法や事業内容等について、専門的な立場から助言または提言を行うものとする。

（委嘱）

第3条 アドバイザーは、都市デザイン、都市経営、都市政策に関する分野において、専門的知識および経験を有する者の中から、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 アドバイザーの任期は、2年とする。

2 アドバイザーは、再任されることができる。

3 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、アドバイザーを解嘱することができる。

（1）アドバイザーから辞退の申し出があったとき

（2）職務の遂行に支障があると認められるとき

（3）市長が、必要があると認めるとき

（守秘義務）

第5条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

（謝礼）

第6条 市長は、第2条に基づき助言または提言を受けた場合は、その対価としてアドバイザーに対し、予算の範囲内で謝礼を支給する。

(旅費)

第 7 条 市長は、「函館市職員等の旅費に関する条例（平成 2 年 1 0 月 9 日条例第 22 号）」第 3 条第 4 項に基づき、アドバイザーに対し、予算の範囲内で旅費を支給する。

(庶務)

第 8 条 アドバイザーに関する庶務は、都市建設部において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 1 日から施行する。